

運 免 第 4 3 6 号
平 成 3 0 年 9 月 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

この度、青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程（平成30年9月青森県公安委員会規程第4号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会から、行政手続コスト削減に関する要望がなされたことに伴い、指定自動車教習所に係る各種手続の見直しを行う等のため制定されたものである。

2 制定の内容

- (1) 技能検定員等審査申請時の添付書類から住民票の写しが削除された。
- (2) 文言の修正等所要の整理が行われた。

3 施行期日

平成30年9月5日

本件 運転免許試験・教習所係

青森県公安委員会規程第4号

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月5日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程の一部を改正する規程

青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程（昭和60年2月青森県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

附 則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

改正後	改正前
<p>(指定申請の手続)</p> <p>第5条 指定教習所として指定を受けようとする者は、施行規則第35条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添え、公安委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の履歴書（申請者が法人のときは、定款又は寄附行為の写し、指定教習所役員名簿、<u>登記事項証明書</u>及び使用する印影）</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審査の申請)</p> <p>第8条 指導員等としての資格審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査規則」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略] [号を削る。]</p> <p><u>(2) その他公安委員会が必要と認める書類</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(技能教習)</p> <p>第15条 技能教習は、施行規則第33条第5項第1号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。</p> <p>(学科教習)</p> <p>第16条 学科教習は、施行規則第33条第5項第2号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。</p>	<p>(指定申請の手続)</p> <p>第5条 指定教習所として指定を受けようとする者は、施行規則第35条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添え、公安委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の履歴書（申請者が法人のときは、定款又は寄附行為の写し、指定教習所役員名簿、<u>登記簿謄本</u>及び使用する印影）</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審査の申請)</p> <p>第8条 指導員等としての資格審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査規則」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 住民票の写し</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(技能教習)</p> <p>第15条 技能教習は、施行規則第33条第4項第1号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。</p> <p>(学科教習)</p> <p>第16条 学科教習は、施行規則第33条第4項第2号に規定する基準によるほか、別に定める指定自動車教習所の教習の標準に基づき行うものとする。</p>
備考 表中 [] の記載は注記である。	